

福生市教育委員会会議録

平成 23 年第 2 回定例会

- 1 開催年月日 平成 23 年 2 月 18 日（金）
- 2 開始時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 0 時 7 分
- 4 場 所 第 2 棟 4 階 第 1 委員会
- 5 出席委員

委 員 長	長 谷 川	貞 夫
委員長職務代理者	平 野	裕 子
委 員	加 藤	美 子
委 員	渡 辺	浩 行
教 育 長	宮 城	真 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名

教 育 次 長	宮 田	満
参 事	佐 伯	英 徳
庶 務 課 長	田 村	博 敏
生涯学習推進課長	高 木	裕 裕
スポーツ振興課長	鳥 越	裕 之
公 民 館 長	高 橋	清 樹
図 書 館	高 島	弘 彦
主 幹 事	栗 林	昭 彦
指 導 主 事	並 木	茂 男
指 導 主 事	田 村	亜 紀 子
- 8 傍 聴 人 1 名

（裏面に続く）

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 4 号 福生市教育推進プラン（平成 23 年度～25 年度）（案）について
- 日程第 4 議案第 5 号 福生市立図書館運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 議案第 6 号 福生市スクールカウンセラー配置要綱（案）の制定について
- 日程第 6 議案第 7 号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 8 号 福生市体育館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 9 号 福生市スポーツ振興審議会設置条例に対する意見聴取について
- 日程第 9 議案第 10 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 10 議案第 11 号 平成 22 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 11 議案第 12 号 平成 22 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 12 議案第 13 号 平成 23 年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 13 議案第 14 号 臨時代理による決定の承認を求めることについて
- 日程第 14 報告第 2 号 平成 23 年度使用福生市公立小学校道徳副読本選定結果報告について
- 日程第 15 協議事項 1 平成 23 年度福生市教育委員会の基本的な考え方（案）について
- 日程第 16 協議事項 2 第 2 期福生市生涯学習推進計画（案）について
- 日程第 17 協議事項 3 第二次福生市子ども読書活動推進計画（平成 23 年度～27 年度）（案）について
- 日程第 18 その他報告事項

本会議の結果は、別紙記載のとおりである。

午前 10 時 00 分 開会

委員長 それでは、ただ今から平成 23 年第 2 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、渡辺浩行委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 立春を過ぎたわけでございますけれども、まだ雪に見舞われるなど、寒さが残る日々でございます。本日も教育委員会定例会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。今月は、市議会を控えていることから幾分早めの開催となっております。雪につきましての影響でございますが、特にこれといった影響はなかったところでございます。

続きまして、幾つか御報告を申し上げます。学校教育関係では都立高校の入試が始まっているところでございます。中学 3 年生、最後の関門である高校入試が始まっているわけでございますが、いよいよ都立高校の入試も始まった状況でございます。都立高校につきましては、先に推薦入試につきましての発表がありまして、ここで一般入試の願書の受付があったところでございます。倍率等々はメモに記したような状況だと報道がされております。平成 23 年 2 月 23 日が試験日、平成 23 年 3 月 1 日が発表といったことで、生徒たちの希望校への合格を祈りたいと思います。

二つ目としましては、道徳授業地区公開講座が 2 校で開催されたところでございました。

次に、福生市公立学校教育研究報告会が、先日 2 月 16 日に開催されております。「連携とつなぎ」とのことで、小・中連携、つなぎをテーマに研究を進めてもらっているところでございます。目下の状況といたしましては教科研究が中心で、教員による授業についての学校訪問等も行われているようでございますが、なかなか児童・生徒も含めた活発な交流といったところまでは至っていない状況かと思えます。ただ、徐々にではあります。これからの学校教育の進む方向については、教員たちにもその意識のようなものは芽生えつつあるのではないかとみているところでございます。

続きまして、第六小学校の 40 周年記念式典でございます。平成 23 年 2

月 19 日に開催されることになり、御案内も学校からは差し上げてあるか
と思います。お差し繰りをいただきまして、御出席いただければと存じま
す。

次に、3 月はいよいよ卒業式になるわけでございまして、日程としては
中学校が平成 23 年 3 月 18 日、小学校が平成 23 年 3 月 25 日になります。
なお、各学校の修了式につきましては、平成 23 年 3 月 24 日が小学校、平
成 23 年 3 月 25 日が中学校といった状況でございます。

続きまして社会教育関係では、市民駅伝が行なわれておりました。今年
は小学生のチーム、中学生のチームとも大変多く参加しておりまして、主
催をされております体育協会でも大変喜ばれているところでございまし
た。体力の低下といったことが言われているところでございまして、こう
いった形で大勢の児童・生徒が参加できることについては、大変心強く思
うところであります。

なお、平成 23 年 3 月 21 日には中学 2 年生によります東京駅伝が開催さ
れますが、福生市からも男女のチームが参加をすることになっております。

続きまして、市の動向といたしましては、平成 23 年度予算案が確定を
いたしまして、本日は市長から意見聴取がされてまいっております。後程
御説明申し上げますので、御審議方お願いしたいと存じます。

なお、本日は青少年問題協議会が午後 2 時から開催される予定になって
おります。平成 23 年度の青少年健全育成事業計画などが協議をされる予
定でございます。

諸会議等でございますが、一つは教育委員会連合会の研修会が平成 23
年 2 月 4 日に開催されております。その節は、委員長におかれましては急
遽講演会の挨拶や進行などに当たられたことでございました。大変御苦労
様でございました。

都市教育長会でございますが、平成 23 年 1 月 16 日に開催されておしま
す。会議中の議案で特に御報告申し上げるものはございませんでした。た
だ都教育委員会からも出席をしておりまして、若干情報提供として、35
人学級問題について話があったのでありましたが、残念ながら報道されて
いる域を出ないといった状況でございました。即ち平成 23 年 2 月 4 日に
法案の閣議決定がされて、それが国会に提案をされたことでございます。
ただしその内容についての詳細は、まだ文部科学省からも通知がされてき
ていないとのことでございます。そして法案の成立自体もまだ不透明なと
ころがあるといったことでございました。

続きまして、平成 23 年度第 1 回市議会定例会が平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 3 月 29 日の会期で予定されるところでございます。初日 3 月 1 日には市長の施政方針とともに、教育委員会におきましては長谷川委員長から、市教育委員会の基本的考え方について所信の御発言をいただくことになっております。よろしくお願いしたいと存じます。

以上、私からの報告とさせていただきます。このところ慌ただしく事務局も動いておりまして、議案の調整など何かと不手際のあるところがございます。誠に申し訳ない次第でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたら、お願いいたします。

平野委員 平成 23 年 2 月 16 日都市教育長会で、35 人学級問題のお話があったとのことですが、文部科学省から通告はなくても、福生市では 4 月からは 35 人体制で考えていてよろしいのでしょうか。

参事 35 人学級でございますが、福生市としては独自で 35 人学級を進める予定はございません。

平野委員 もし通達があれば間に合うのでしょうか。

参事 通常の様々な学級編成、少人数の加配、東京都が今年度から進めている小学校 1 年生の 38 人、小学校 2 年生は 39 人になります。小 1 問題中 1 ギャップの対応策として、今年度都が進めた施策でございますが、それらは 35 人学級に関わらず、来年 4 月はそのまま実施をすることで準備しております。ただ 35 人学級になる段階、例の法案が通るかは全くわかりませんので、現時点ではお答えしかねるといったところでございます。

委員長 わかりました。他にございますか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第 3、議案第 4 号、福生市教育推進プラン（平成 23 年度～25 年度）（案）についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 福生市教育推進プラン（平成 23 年度～25 年度）（案）について、提案理由並びに内容について御説明をさせていただきます。

平成 23 年度から 25 年度の福生市教育推進プラン(案)につきましては、何回かの御審議を経て、このたび最終案としてまとめましたので、本日、御決定をいただくよう提案するものでございます。

それでは内容につきまして御説明をさせていただきます。福生市教育推

進プラン（案）を御覧いただければと存じます。この福生市教育推進プランにつきましては、福生市教育振興基本計画に基づき、短期的に取り組む推進事業の事業概要と年度別計画を掲載しておりますが、毎年度見直しを行うものでございます。

ここでは推進プランの基本的な考え方を記載してございます。（３）に推進プランの位置付けの模式図がございしますが、長期計画である教育振興基本計画に対し、推進プランを単年度計画として位置付け、推進事業の実施、取組状況の作成、点検及び評価、そして事業の改善へと、一連のサイクルで実施をいたすものでございます。

次に、推進事業の体系と内容について掲載してございます。四つの視点とそれぞれの視点における推進事業の内容は、教育振興基本計画で示しました四つの基本方針ごとに掲載してございます。

また、基本方針ごとの推進事業計画の一覧表となっております。表の体裁につきましては、新規事業につきましては事業名のところに㊦と、またレベルアップ事業につきましては㊧と記載してございます。

最後に、福生市教育委員会の基本目標、教育目標を達成するための基本方針を掲載してございます。

なお、前回の教育委員会協議会での御意見等を踏まえて、一部修正等を行ってございます。

次に、「第二次子ども読書推進計画の策定」でございます。こちらにつきましては、推進計画の策定を今年度中に終えることから、「完成」といった表記をさせていただきました。ただ、平成 21 年度末に策定いたしました教育振興基本計画に関しましては、特に平成 22 年度教育推進プランにはこのような表記はいたしておりませんので、統一性を持たせるためにも、大変恐縮でございますが削除させていただきたいと存じます。

なお、これらの修正をした上で製本させていただき、後日御配付をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、㊦の取り扱いでございます。一部不統一な部分がございましたので、修正後の案では平成 23 年度から新規に実施する事業のみとし、従前から行っている事業であって、今回新たに推進プランに掲載する事業につきましては、㊦の表示はしないこととさせていただきました。

次に、掲載場所を変更させていただいた事業がございします。こちらにつきましては、修正前の推進プラン（案）では、「多様な学習課題に対応できる学習環境の整備・充実」の項目中に掲載しておりました「民間活力の

導入」でございます。内容いたしますと、熊川・福生地域体育館の指定管理、中央体育館の運営委託、市民会館の指定管理のことを記載しておりますが、この事業と同じページにございました「社会教育施設の整備・充実」のうち、「市民会館外壁改良事業」につきまして移行させていただきました。

この中で体育館関係につきましては「多様な学習課題に対応できる学習環境の整備・充実」の項目よりも、「市民の健康増進支援と生涯学習スポーツの振興」の項目の方が望ましいと判断いたしまして、こちらに移行させていただきました。

市民会館関係につきましては、同様に「芸術文化活動の推進と文化遺産の保存・活用」の項目でございますが、上の部分に移行させていただきました。

次に、施策の成果を図る指標の変更を一部行っております。指標にしましては、前回の協議会におきまして御意見をいただきましたので、それらを踏まえて変更を行ったものでございます。指標の上から四つ目の「図書館登録率」だったものを、「図書館の資料貸出点数」に変更させていただきました。

同様に「市民会館利用者数」を、ここにありますように「利用アンケートの実施」に、また「公民館講座等延べ受講者数」を「協働による学級・講座等の実施」に変更させていただきました。

次に再掲の表示についてでございますが、修正前につきましては再掲の表示をした箇所、年度計画欄につきましては空欄にしておりましたが、こちらに事業日等を記載させていただきました。

最後でございますが、市の実施計画に合わせるなどによりまして、事業名などを若干変更させていただいた事業もございます。それらの事業につきましても色を付けさせていただきました。

説明は以上でございます。御協議いただきまして御決定くださるようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり可決することといた

します。

次に、日程第4、議案第5号、福生市立図書館運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図 書 館 長 議案第5号、福生市立図書館運営規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市立図書館の利用者の拡大と利便性を考え、貸出資料の貸出数を増やしたいため、本規則を改正するものでございます。

規則の改正点でございますが、附則の第10条、個人貸出の期間及び数量の表中、図書・雑誌・紙芝居の「1回5冊以内」を「1回に10冊以内」に変更するものでございます。

御審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようによりしくお願いいたします。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第6号、福生市スクールカウンセラー配置要綱（案）の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 議案第6号、福生市スクールカウンセラー配置要綱（案）の制定について提案申し上げます。

それでは提案申し上げます。まず提案理由でございますが、不登校、いじめ、暴力行為等の解消及び未然防止並びに小学校の教育相談機能の充実を図るために、東京都のスクールカウンセラーが配置されていない小学校におきまして、本市で採用したスクールカウンセラーを配置したいため、本案を提出するものでございます。

現在、本市では中学校3校及び小学校7校中2校に東京都のスクールカウンセラーが配置されております。平成23年度から未配置校である小学校5校に、市で採用いたしますスクールカウンセラーを配置することで、

市内全小・中学校 10 校にスクールカウンセラーが置かれることになり
ます。

事業費につきましては、週 1 回 8 時間の勤務として、1 時間当たり 3,500
円、年間 35 週。5 校分といたしまして年間およそ 490 万円かかりますが、
これにつきましては、平成 22 年度の国の補正予算として計上されてお
ります地域活性化交付金を見込んでおるところでございます。

こちらの設置要綱が市のスクールカウンセラーの業務内容を定めたも
のでございます。

第 1 条の（趣旨）は、先程申し上げましたように、教育相談機能の充実
を図るために配置すること。

第 2 条の（配置対象学校）につきましては、未配置校、小学校 5 校を対
象に配置をいたします。

第 3 条の（要件）につきましては、臨床心理士の有資格者並びに業務の
経験者をスクールカウンセラーとして採用いたします。

第 6 条の（勤務日数）につきましては、1 校当たり週 1 日、年間 35 週
以内といたします。

第 7 条の（職務）内容でございますが、児童へのカウンセリング、保護
者へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対
する助言及び援助等。基本的に、東京都が配置しておりますスクールカウ
ンセラーの業務に準じて、職務を命じたいと考えております。

（謝礼）につきましては、先程申し上げたように 1 時間当たり 3,500 円
を計上いたしておるものです。

他、業務に関する事項について詳細に定めたものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い
申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平 野 委 員 表記についてなのですが、第 4 条に「委員会は」と入っていますけれど
も、この「委員会」とは「福生市教育委員会」となるのでしょうか。

第 8 条では「教育委員会」と入っているのですが、特に「以下何々
という」といった表記が、この中ではないですけど、その前段で何かあ
るのでしょうか。

参 事 申し訳ございません。修正をいたします。

委 員 長 確認いたします。第 6 条の「委員会」も「教育委員会」のことですか。

参 事 第7条も「教育委員会」のことですか。第7条の(4)もそうでしょうか。
申し訳ございません。第4条につきまして、「教育委員会」(以下「委員会」とする)と修正いたしまして、以下6条はそのまま「委員会」、7条も「委員会」、従いまして第8条につきまして「教育委員会」とありますので、ここを「委員会」と修正をいたします。御指摘ありがとうございます。

平 野 委 員 最初は「福生市」とはいらないのでしょうか。福生市独自のスクールカウンセラーの配置だと思うのですが。

教 育 長 「福生市」としていますので「独自」はいらないかと思います。

委 員 長 小修正があり得るといったことでお認めいただければと思います。

他に質疑はございませんか。

ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第7号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 議案第7号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められているので、本議案を提出するものでございます。

福生市長から教育委員長あてに、教育委員会の意見聴取の依頼文の写しでございます。それでは、市長から意見を求められました福生市体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

初めに提案理由でございます。市民の使用機会の拡大を図るため、福生市営プールの開場時間を延長したいので、本条例を改正するものでございます。

議案第7号附属資料、新旧対照表を御覧ください。改正内容は福生市体育施設条例別表第2「開場時間」の欄中、「午前10時」を「午前9時」に改めるものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第8号、福生市体育館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは議案第8号、福生市体育館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められているので、本議案を提出するものでございます。それでは、市長から意見を問われました福生市体育館条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

初めに提案理由でございます。市民等の使用に供するため、福生市中央体育館の施設に多目的室を追加するとともに、同施設の使用料を定めたいので、本条例を改正するものであります。

議案第7号附属資料、新旧対照表を御覧ください。福生市体育館条例の別表第2中、体育館名の欄、福生市中央体育館の欄、施設名「トレーニング室」の後に「多目的室」を新たに追加し、貸切使用料の列「市内在住・在勤・在学者」を600円、「左の者以外の者」を1800円、「入場料の類を徴収する者」を3,600円、個人使用料の「小人」を70円、「大人」を150円と、それぞれ追加するものでございます。

なお、附則として、本条例は平成23年4月1日より施行するものでございます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
平野委員 この施設の使用料の決め方は、施設の広さ等で決まっているのですか。
スポーツ振興課長 はい、柔道場、剣道場と同等の広さでしたので、それらの施設と同額に

いたしました。

平 野 委 員 中 で使う、例えば運動器具がある場合はまた変わってくるのですか。
スポーツ振興課長 従来の体育館等各施設の使用料の設定につきましては、工事費や人件費、
その他もろもろ合計をしまして、時間で割り出し、また面積から積算した
経過がございます。その根本的な使用料の考え方は変わっておりませんので、
今回の追加につきましても、柔道場とほぼ同じ広さといったことで設定さ
せていただきました。施設の設備等については、現在の段階では考慮して
おりません。

平 野 委 員 わかりました。

委 員 長 よろしいでしょうか。他に質疑はございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 8 号は原案のとおり同意することに御異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり同意すること
といたします。

次に、日程第 8、議案第 9 号、福生市スポーツ振興審議会設置条例に対
する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説
明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは議案第 9 号、福生市スポーツ振興審議会設置条例に対する意見
聴取について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市
長から意見を求められているので、本議案を提出するものでございます。
こちらは福生市長から教育委員長あてに、教育委員会の意見聴取の依頼文
の写しでございます。

それでは、市長から意見を求められました福生市スポーツ振興審議会設
置条例について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

初めに提案理由でございます。福生市におけるスポーツ振興に関する計
画の策定及び重要事項について調査審議するため、福生市スポーツ振興審
議会を設置したいので、本条例を制定する必要があるためでございます。

条例の内容でございます。第 1 条（設置）は、スポーツ振興法第 18 条
第 2 項を根拠に、福生市スポーツ振興審議会の設置を定めるもので、第 2
条（所掌事項）は、審議会が教育委員会の諮問に応じ、スポーツ振興につ
いて基本計画に関することなど、6 つの所掌事項を調査・審議することを

定めております。

第3条（組織）は、第1項で審議会の委員の定数を7名以内とし、第2項で四つの分野からそれぞれ委嘱することを定めております。

第4条（任期）は、第1項で委員の任期を2年とし、再任を妨げないことを、第2項では補欠委員の任期を前任者の残任期間とすることを定めております。

第5条（会長及び副会長）は、第1項で審議会に会長及び副会長を置くことを、第2項でその選任方法について、第3項、第4項で会長及び副会長の責務を定めております。

第6条（会議）は、第1項で会長が審議会を招集し、議長となることとし、第2項は、審議会は委員の半数以上が出席しなければ招集できないこととし、第3項、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決することを定め、第4項は、調査・審議のため委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができることを定めております。

第7条（庶務）は、審議会の庶務はスポーツ振興課が処理することを規定し、第8条（委任）は、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める委任について規定したものでございます。

なお、附則として、第1項（施行期日）を、平成23年4月1日とすることを定め、第2項で会議招集の特例として、この条例施行後の最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず教育長が招集し、かつ会議の議長となることを定めております。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第9、議案第10号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 議案第10号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められているので、本議案を提出するものでございます。

これは福生市長から教育委員長あてに教育委員会の意見聴取の依頼文の写しでございます。それでは、市長から意見を求められました福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

初めに提案理由でございます。男女共同参画審議会委員及び市税等収納嘱託員を廃止し、新たにスポーツ振興審議会委員の報酬の額を定めたいので、本条例を改正するものでございます。

議案第 10 号附属資料をお願いいたします。福生市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、別表第 1「男女共同参画審議会委員」の項を削り、同表「体育指導委員」の項の次に「スポーツ審議会委員」の項を加え、日額 8,500 円とし、別表第 1「市税等収納嘱託員」の項を削るものでございます。

なお、附則として、本条例は平成 23 年 4 月 1 日より施行するもので、ただし別表第 1「男女共同参画審議会委員」の項を削る改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

教育長 私から補足を申し上げます。

教育委員会として意見を求められておりますのは、スポーツ振興審議会委員の報酬がこれでよろしいかでございますので、その他の条項については、教育委員会としては意見を申し述べることはできません。

委員長 報酬については、他のものと合わせてこの金額にしたとのことですね。質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案 10 号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 10、議案第 11 号、平成 22 年度福生市一般会計補正予算

(第3号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いします。

庶 務 課 長 それでは議案第11号、平成22年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、その提案理由並びに内容について御説明させていただきます。

提案理由につきましては、先程までの議案と同様の内容でございますので、省略をさせていただきます。

では補正予算の内容について御説明をさせていただきます。上段にございます第1条を御覧いただきたいと思います。ここにありますように、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ3,109万4,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ218億7,649万8,000円と定めようとするものでございます。

それではその内容につきまして御説明をさせていただきます。こちらは繰越明許費の表でございます。この表の中で、上から5番目から9番目の事業が教育関係の事業でございますが、これらの事業につきましては前回の協議会等で御説明をさせていただきました。国の地域活性化交付金を活用するために、3月補正を組んだ上で全額を平成23年度に繰り越し、実際の事業は平成23年度に実施をいたす事業でございますが、事業内容につきましては歳出のところで御説明をさせていただきます。

次に歳入の御説明をさせていただきます。この下段にございます第17款寄附金、第1項寄附金、第1目まちづくり寄附金でございます。その行の右側の説明欄を御覧いただきたいと思います。説明欄3の教育寄附金10万円でございます。こちらにつきましては市内の篤行者の方から、教育の充実に関する事業に充ててほしいとのことで10万円の寄附をいただいたものでございます。

次に、第21款市債、第1項市債、第2目社会教育債でございますが、その行の右側を御覧いただきますが、福生野球場整備事業債1,700万円の減でございます。こちらにつきましては特定財源として防衛関係の補助金を充当することが可能となったため、市債の借入れを取りやめようとするものでございます。

続きまして歳出予算について御説明をさせていただきます。この中で職員人件費に関する減額補正が幾つか出てまいります。これに関しましては給与改定、期末手当の減、あるいは超勤の縮減などによるものでございます。

小学校費の教育振興費でございますが、右の欄を御覧いただきまして、教育振興費の備品購入費 70 万円でございます。同様に教育振興費の備品購入費 30 万円とあろうかと思いますが、この 30 万円につきましては中学校費でございます。このどちらも学校図書館の図書購入でございますが、小・中学校の教育環境の充実を図るため、児童・生徒用の図書を購入するものでございます。

また第 4 目学校整備費でございます。右側を御覧いただきまして、説明欄 6 の地上デジタル放送移行対策事業費 819 万円の減でございます。こちらは小学校の関係でございますが、同様に地上デジタル放送移行対策事業費 176 万 2,000 円の減でございますが、こちらは中学校の関係でございます。

この事業につきましては、平成 23 年度にアナログ放送が地上デジタル放送に完全移行されるため、小・中学校で地上デジタル用アンテナと、地上デジタル対応テレビの設置と、放送室の校内放送設備の更新を予定しておりましたが、放送設備の更新につきましては、今後校内 LAN の導入を含めた放送設備の方式の検討を教育委員会内で十分に行っていく必要がございますので、当初予定をしておりました経費を減額しようとするものでございます。今後十分に検討を行いまして、平成 24 年度の当初予算には必要な経費を計上できればと、そのように考えてございます。なお、今年度小・中学校 5 校でデジタル対応テレビ等の設置を行いますが、それ以外の 5 校につきましては昨年度設置を完了してございます。

恐れ入ります、お戻りいただきまして、右側に説明欄 7、施設整備費、22 節電波障害補償料 228 万 9,000 円の減でございます。こちらにつきましては第一小学校が電波障害の原因となる受信障害世帯に対しまして、ケーブルテレビによるデジタル化を行う補償料でございます。具体的にはケーブルテレビのケーブルの引き込み工事、それと宅内調整の経費でございますが、対象世帯の減に伴い減額となっております。

次に、第 3 目市民会館費の右側にございます外壁改良事業費と、第 5 目図書館費の、やはり右側でございますが、説明欄 3 の図書館運営費と、説明欄 6 の中央図書館外壁等改良事業費につきましては、前回の協議会で御説明をさせていただきましたが、国の地域活性化交付金を活用いたしまして、市民会館と中央図書館の外壁改良事業や、図書館で児童書の購入などを行おうとするものでございます。

最後でございます、第 4 目体育館費の右側でございます。説明欄 4 の福

生地域体育館空調設備改良事業費 521 万円の減でございますが、こちらにつきましては入札差金による減でございます。

以上、議案第 11 号、平成 22 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第 11 号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 11、議案第 12 号、平成 22 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 12 号、平成 22 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、その提案理由並びに内容について御説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、先程までの議案と同様でございますので、省略をさせていただきます。また今回、第 3 号補正に続きまして第 4 号補正を行う理由でございますが、平成 23 年 2 月 14 日に国の地域活性化交付金の 2 次分の交付決定額が確定いたしましたことに伴いまして、第 4 号補正で対応する必要がございますので、補正予算を組ませていただきます。

それでは補正予算の内容について御説明をさせていただきます。本日御配付させていただきました議案第 12 号の追加資料でございます。こちらをお願いいたします。

その中でまず、上段にございます第 1 条を御覧いただきたいと存じます。ここにありますように歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ 1,267 万 7,000 円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ 218 億 8,917 万 5,000 円と定めようとするものでございます。

それではその内容につきまして御説明をさせていただきます。こちらは繰越明許費の表でございますが、先程の第 3 号補正と同様の地域活性化交付金を活用するために、3 月補正を組んだ上で全額を平成 23 年度に繰り越し、実際の事業を平成 23 年度に実施するものでございます。

次に歳入でございます。こちらが地域活性化交付金 1,267 万 7,000 円でございます。

また、歳出につきましては、第 3 号補正でもございました学校図書館の図書購入でございます。小学校につきましては 140 万円、中学校につきましては 60 万円でございます。

以上、議案第 12 号、平成 22 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第 12 号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 12 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 12、議案第 13 号、平成 23 年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。次長より内容説明をお願いいたします。

次長 議案第 13 号、平成 23 年度福生市一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。なお、提案理由は議案 7 号以下 12 号までと同様でございますので、省略をさせていただきます。

平成 23 年度の一般会計歳入・歳出、記載がございますが、それぞれ 216 億 4,400 万円と定めるものでございます。これは前年度比で 3 億 900 万円、1.4%の増額となっております。

なお、大規模事業といたしまして、牛浜駅自由通路整備事業、福生病院組合建設費負担、子ども手当支給事業などがございますので、この大規模事業を除いた歳出予算額は約 196 億 6,900 万円で、前年度に比較いたしますと約 1 億 7,800 万円、0.9%の減となっております。

それではまず歳入の中で教育費に関係する主なものにつきまして御説明いたします。

第 13 款使用料及び手数料、第 1 項使用料、第 4 目教育使用料 4,103 万 9,000 円は、第 1 節公民館使用料、第 2 節地域会館使用料、第 3 節展示施設使用料、第 4 節文化施設使用料、第 5 節体育施設使用料などからなっ

おりますが、説明欄 1 の市営野球場使用料、説明欄 3 の市営テニスコート使用料などで増額を見込んだことによりまして、前年度比 613 万 9,000 円、17.5%の増となっております。

第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 5 目教育費国庫補助金の第 1 節、小・中学校費補助金 2,202 万 4,000 円は、平成 22 年度には第一中学校講堂防音機能復旧事業に対する防衛省からの事業補助金や、第二中学校の便所改良事業に伴いまして、文部科学省からの補助を受けておりましたが、平成 22 年度に工事が完了することに伴いまして、前年度と比較いたしますと 3,140 万 5,000 円、58.8%の大幅な減となっております。

第 15 款都支出金、第 2 項都補助金、第 7 目教育費都補助金は、教育総務費補助金、小・中学校費補助金、社会教育費補助金などからなるもので、説明欄 1、小学校水飲栓直結給水モデル事業補助金は、第七小学校で実施いたします工事に対する補助でございます。説明欄 2 の公立学校運動場芝生化事業補助金は、第二小学校で実施する校庭改良にあわせました、一部芝生化に対する東京都環境局からの補助でございます。説明欄 3 の公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金は、今年度第四小学校で校庭の一部の芝生化を行っておりますが、その維持管理経費に対する東京都環境局からの補助でございます。

続きまして、同じく第 15 款、都支出金の第 3 項委託金、第 5 節教育費委託金は、前年度比 1,094 万 4,000 円、率で 292.3%の減となっておりますが、学校適応支援活用事業の委託期間が終了したことによるものでございます。

第 16 款財産収入、第 1 項財産運用収入、第 2 目利子及び配当金、第 1 節利子及び配当金の説明欄 4 の育英基金積立金利子は、平成 22 年度末の基金残高 1,535 万円の資金運用利子でございます。また説明欄 7 の学校施設等整備基金積立金利子は、平成 22 年度末の基金残高 17 億 590 万 4,966 円の資金運用利子でございます。

ほかに、第 20 款財産収入、第 4 項諸収入、第 1 目雑入の第 3 節雑入に歳入がございますが、説明は省略させていただきます。

次に歳出でございます。第 10 款の教育費を御説明申し上げます。初めに教育費全体について申し上げますと、予算額は 22 億 2,026 万 1,000 円で、前年度と比較いたしますと 4 億 2,629 万 8,000 円の減額、率で 16.1%の減でございます。これは前年度に第四小学校校庭改良工事、同じく便所改良工事、福生野球場整備工事などの大きな工事があったことが主な理由

でございます。なお、一般会計に占める教育費の割合は 10.2%でございます。

また、学校教育関係と社会教育関係とに分けますと、学校教育関係の歳出予算総額は 12 億 5,058 万 3,000 円、前年度比 1 億 4,925 万 4,000 円、10.7%の減。社会教育関係の歳出予算総額は 9 億 6,967 万 8,000 円、前年度比 2 億 7,704 万 4,000 円、22.3%の減となっております。ちなみに教育費に占める割合でございますが、学校教育関係が 56.3%。社会教育関係が 43.7%でございます。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては前年度と変った部分や、主な事業等を中心に御説明申し上げたいと存じますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

第 10 款教育費、第 1 項教育総務費は 3 億 1,581 万 9,000 円で、前年度比 2,897 万 4,000 円、率で 10.1%の増でございます。

第 1 目の教育委員会費は 1 億 9,274 万 4,000 円で、前年度比 1,055 万 1,000 円、率で 5.8%の増でございます。教育委員の報酬、教育長、次長、参事及び庶務課、指導室の職員 19 人分の職員人件費、教育広報の印刷製本、配布委託料などが主な経費でございます。

第 2 目の教育指導費は 1 億 2,188 万 8,000 円で、前年度比 1,953 万 5,000 円、19.1%の増でございます。

説明欄 2、教育指導事務費は、8 節報償費で、新学習指導要領の実施に伴います授業時間数の増、及び 35 人学級の実施による小学校授業指導補助員の配置時間数の増や、11 節消耗品費で、小学校の教科書採択に伴いまして教師用教科書、指導書の購入費による増。説明欄 3、特別支援教育費で、福生第一中学校の 8 組の生徒数の増加に伴う指導補助員謝礼の増などによるものでございます。

説明欄 16、スクールソーシャルワーカー活用事業費でございますが、517 万 8,000 円、72.6%の増でございます。これはケース数の増加等によります活動時間の増により、8 節報償金の増額によるものでございます。説明欄 17、スクールカウンセラー活用事業費は新規事業でございます。東京都からの調査研究事業、学校適応支援員活用事業が 2 年間で終了いたしました。そこで新たに東京都のスクールカウンセラー未配置校に、児童の生活や学習指導及び小学校における教育相談の機能の充実を図ることを目的といたしまして、市独自でスクールカウンセラーを配置する事業でございます。説明欄 18、学校 I C T 支援員活用事業費は新規事業でござ

います。教職員のパソコン及び周辺機器の活用に対しまして、助言等支援を行なうものでございます。

第3目学校施設等整備基金費の説明欄1の学校施設等整備基金積立金は、基金利子を積み立てたものでございます。

第2項小学校費3億9,578万1,000円は、前年度比8,320万2,000円、17.4%の減となっております。

第1目学校管理費1億9,678万5,000円は、前年度比2,477万9,000円、11.2%の減でございます。内容といたしましては学校用務員2名の人件費、学校事務職員7名の報酬などでございますが、正規の学校用務員の退職などに伴いまして、嘱託職員3名を採用することにより、職員人件費が大幅な減額となっております。

説明欄4の学校施設維持管理費は、学校施設の維持管理に関わる各種委託料等でございますが、内容につきましてはほぼ前年と同様の内容となっております。

第2目教育振興費1億3,202万6,000円は、前年度比25万2,000円、率で0.2%の増でございます。説明欄1の教育振興費の14節プログラム使用料は新規事業でございますが、就学援助システムを導入したものでございます。

第3目特別支援学級費167万円は、前年度比215万9,000円、率で56.4%の減でございます。これは平成22年度、第三小学校で通級指導学級を新設するに当たって、必要な備品を購入したことによるものでございます。

第4目学校整備費6,530万円は、前年度比5,651万6,000円、率で46.4%の大幅な減となっております。これにつきましては、平成22年度では小学校4校におきまして、平成23年7月の地上デジタル放送移行に伴い、アンテナ及び対応テレビや、放送設備の更新を行うための、小学校地上デジタル放送移行対策事業費5,921万3,000円を計上しておりましたので、大幅な減となっております。

説明欄1の第二小学校校庭改良事業は、校庭の土の入れ替え、排水設備等の整備を行うとともに、校庭の一部芝生化を実施いたします。説明欄3の第四小学校校庭防球ネット改良事業は、校庭開放に伴い、野球やサッカーのボールが道路上に飛び出すことがありますために、既設の防球ネットのかさ上げなどを行い、安全の確保を図るための事業でございます。また説明欄5の小学校給水施設改良事業は、東京都が推奨する水道の直結給水化を、第七小学校で実施するものでございます。

第3項中学校費2億6,009万6,000円は、前年度比8,962万2,000円、率で25.6%の減でございます。

第1目学校管理費1億1,330万6,000円は、前年度比377万4,000円、率で3.4%の増でございます。内容は中学校用務職員二人の人件費、学校事務嘱託員報酬などでございます。

説明欄4の学校施設維持管理費でございますが、小学校費同様、学校施設の維持管理に関わる各種委託料等でございますが、内容につきましてはほぼ前年と同様の内容になっております。その他の委託料につきましては前年と同様となっておりますが、節減に努めたほか、大きな変化はございません。

第2目教育振興費7,855万1,000円は、前年度比32万4,000円、率で0.4%の増でございます。内容としたしましては説明欄1、教育振興費の14節電算機借上料、前年度比68万1,000円の増でございますが、小学校と同様、デジタルテレビの活用を図るため書画カメラ、授業用パソコンを配備することによるものでございます。

第3目特別支援学級費119万4,000円は、前年度比8万9,000円、率で8.1%の増でございます。これは電車で通学する固定級の児童数が増加したことにより、児童通学援助費を13万3,000円増額したことによるものでございます。

第4目学校整備費でございます。前年度と比較いたしまして9,408万6,000円、77.0%の減となっております。これは平成22年度では小学校同様、中学校地上デジタル放送移行対策事業費や、第二中学校便所改良事業費を計上しておりましたので、大幅な減となっております。

なお、平成23年度では説明欄1の第一中学校特別支援学級教室改良事業、これは特別支援学級の生徒数の増加に対応するため、教室の拡張及び教育内容に適合するように教室の内部改修を実施いたします。説明欄2の第一中学校便所改良事業は、老朽化した湿式便所を乾式に改良し、衛生環境の向上を図るための実施設計を行なうものでございます。説明欄3の中学校給水施設改良事業は、東京都が推奨いたします水道の直結給水化を、第一中学校で実施するための実施設計を行なうものでございます。

第5目昼食対策費3,897万8,000円は、前年度比で27万7,000円、0.7%の増でございます。これは説明欄11節消耗品費で、第二中学校ランチルーム「ふたばルーム」の食器等の買い替えを行うものでございます。説明欄13の昼食業務委託料は、平成24年度までの長期契約となっております。

ので変更はございません。

第4項学校給食費、1目学校給食費2億7,888万7,000円は、前年度比540万4,000円、率で1.9%の減でございます。内容でございますが、説明欄2、職員人件費は1,726万5,000円の減でございますが、調理員一人の退職によるものでございます。説明欄4、給食調理費は1,050万2,000円の増でございますが、説明欄18節の備品購入で、給食用の食器等の買い替えを行うものでございます。

説明欄5、給食施設改良及び管理費は、前年度比69万1,000円、率で6.6%の増でございます。説明欄18節の備品購入で、第2給食センターのフードスライサーを購入するものでございます。そのほか大きく変った点はございません。

第5項社会教育費6億9,628万3,000円は、前年度比3,072万5,000円、4.2%の減でございます。

第1目社会教育総務費は1億4,835万2,000円で、前年度比498万2,000円、3.2%の減となっております。内容につきましては説明欄3の社会教育振興費19節の社会教育関係団体補助金でございますが、福生市文化協会、福生市公立小・中学校PTA連合会、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会、3団体への補助金でございます。説明欄6、青少年健全育成費は、前年度比95万8,000円、27.4%の増でございます。

19節の地区委員長会主催事業補助金は、全国市長会より多摩島嶼地域力の向上事業助成金100万円を受けまして、地区委員長会主催の「輝きフェスティバル」におきまして、子どもと大人が一緒に楽しめる地域対抗のドッジボールと大縄跳びの大会を行うものでございます。平成23年度単年度の措置でございますが、補助金を増額したものでございます。説明欄8、学校支援地域組織事業費、これは新規の事業でございまして、地域の力を学校支援に向ける取組でございます。8節の学校サポートコーディネーター謝礼は、学校と地域を結ぶコーディネーターを委嘱するための謝礼でございます。3校分の費用でございます。

第2目文化財保護費2,090万3,000円は、前年度比56万円、2.8%の増でございます。説明欄4の保護及び展示費、13節の市史資料マイクロフィルムデジタルデータ化委託料でございますが、市史編纂時の古文書、マイクロフィルム資料のうち、デジタル化未着手の15万コマにつきまして、367万5,000円の費用全額、緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用いたしまして行うことなどによる増額でございます。

次に第3目市民会館費8,073万4,000円は、前年度比1,951万5,000円、19.5%の減でございます。これは平成22年度に大ホール照明装置改良事業費の大きな事業があったことによるものでございます。説明欄1、市民会館運営費、13節の市民会館指定管理委託料は、前年度比17万1,000円、率で0.2%の減額となっておりますが、これは指定管理者の提案した額によるものでございます。なお、予算書には登載されてございませんが、平成23年度に実施いたします市民会館外壁の調査委託及び改良工事につきましては、平成22年度補正予算で繰越明許といたしました地域活性化交付金を活用し、実施するものでございます。

第4目公民館費1億1,100万3,000円でございます。前年度比1,202万9,000円、率で9.8%の減でございます。説明欄3、公民館運営費11節の印刷製本費は、全戸配布の「公民館ふっさ」を読みやすくするために、印刷業者による印刷をするための増額でございます。

説明欄5、市民文化祭経費、前年度比106万6,000円、率で21.3%の減額となっております。これは平成22年度には市制施行40周年記念事業として記念講演謝礼、会場借上料などが計上されていたことによるものでございます。また平成22年度まで計上しておりました出品出演団体委託料は、市民文化祭実行委員会の申し出によりまして、本部関係部分を運営委託料15万9,000円として残すほかは不要となりました。このようなことから大きな減額となっているものでございます。

次に5目図書館費、2億5,542万9,000円は、前年度比838万8,000円、率で3.2%の減でございます。説明欄3、図書館運営費は7節、資料整備等臨時職員賃金で、前年度比391万3,000円の増でございますが、これは財源、緊急雇用創出事業補助金を10割充当させていただき、図書装備の新調作業、ICタグ遡及貼付、資料の清掃・補修などの作業を2名から3名に増員し、新たに、新規事業のビジネス仕事支援推進事業の作業で2名を雇用とする事業や、18節備品購入費の図書費1,679万円、ビジネス支援関係図書で100万円をふやしております。また同節のその他108万5,000円は、ビジネス仕事支援推進事業のための書架等の購入で106万9,000円と、武蔵野台図書館の看板の買い替え1万6,000円でございます。これらの事業の増額によりまして、図書館運営費は前年度に比べまして690万8,000円、率で8.6%の増となっております。

なお、平成23年度予算には計上してありませんが、平成22年度第3号補正で、学級文庫、保育所、病院、学童保育などへの団体貸出用の図書を

購入しようと、児童書購入費 180 万円を計上しております。また中央図書館外壁タイルの補修工事のための設計経費 246 万円を計上させていただいておりますが、繰越明許といたしまして平成 23 年度に執行をする予定でございます。いずれも地域活性化交付金を活用しようとするものでございます。

次に第 6 目地域会館管理費 6,564 万 1,000 円は、前年度比 1,125 万 1,000 円、率で 20.7%の増でございます。増額の主な内容でございますが、説明欄 1 の施設改良及び管理費で、13 節の特殊建築物等定期調査報告書作成委託料、さくら会館、松林会館、白梅会館の壁面の打診調査をするための増額でございます。説明欄 2 のさくら会館屋上防水等改良事業費、東京都の総合交付金 840 万円を充てまして雨漏りの改良工事をするもので、新規に 1,022 万 4,000 円の増額となっております。

第 7 目展示施設費 688 万 7,000 円は、前年度比 3 万 3,000 円、率で 0.5%の減でございます。プチギャラリーの管理経費でございますが、内容は前年度と同様でございます。

第 8 目文化施設費 733 万 4,000 円は、茶室福庵の管理に要する経費を計上しております。前年度比 241 万 1,000 円、率で 49.0%の増でございますが、これは説明欄 11 節の修繕料で、平成 5 年の開館時に設置いたしましたエアコン、全 3 台の取り替え修繕のためでございます。

第 6 項保険体育費 2 億 7,339 万 5,000 でございます。前年度比 2 億 4,631 万 9,000 円、率で 47.4%の減額となっております。これは福生野球場整備工事などの大きな工事が終了したことが主な理由でございます。

第 1 目保健体育総務費 3,365 万 3,000 円は、前年度比 301 万 2,000 円、率で 9.8%の増額となっております。説明欄 1 のスポーツ振興審議会委員費は、スポーツ振興基本計画策定のため、新たに設置する審議会に要する費用でございますが、皆増でございます。

第 2 目保健体育振興費 1,804 万 9,000 円は、前年度比 622 万 9,000 円、率で 52.7%の増額でございます。説明欄 1 の保険体育振興費の 13 節、スポーツ振興基本計画策定支援委託料は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間を計画期間といたしますスポーツ振興基本計画の策定支援を委託するものでございますが、財源といたしましては国のふるさと雇用再生特別交付金事業を活用し、実施するものでございます。

第 3 目体育施設費 8,868 万 6,000 円は、前年度比 2 億 3,237 万 9,000 円、率で 72.4%の減額でございます。これは平成 22 年度に実施いたしました

市営福生野球場整備事業が終了したことによるものでございます。

説明欄 1 の市営プール運営費は、前年度比 153 万 9,000 円、率で 6.5% の増額でございますが、これは 13 節の管理委託料の増額によるものでございます。市営プール開場時間拡大に伴うものでございます。また 14 節の券売機借上料は、老朽化した市営プールの券売機 2 台の更新を、リースにより行おうとするものでございます。

説明欄 2 のその他の体育施設運営費、12 節通信運搬費は増額でございます。市営福生野球場の使用申請を、福生野球場管理棟でできるようにするための予約システム用インターネット回線料及び初期導入費用を新たに計上したことによるものでございます。

説明欄 3、施設改良及び管理費は、前年度比 1,875 万 6,000 円、率で 42.8% の増額でございます。これは福生市営野球場、市営競技場、武蔵野台テニスコートの開場時間の拡大によるものでございますが、11 節の光熱水費の増額や、13 節の管理業務委託料でシルバー人材センターの単価の増、並びに福生野球場等の開場時間の拡大に伴う増額。同じく照明点検委託料は、市営福生野球場整備事業のため減額しておりました野球場照明灯分の増額などでございます。15 節のテレビ受信障害対策施設撤去工事は、平成 23 年 7 月に地上デジタル放送へ移行することに伴いまして、野球場及び市民会館によるテレビアナログ放送電波障害対策施設であります共同受信機や有線設備が不要となりますことから、これらの施設を撤去するものでございます。また、同節の福東グランド駐車場整備工事は、多くの体育施設が集中しております福東地域は駐車場が不足しておりますので、これを解消するために、横田基地周辺財産を借用いたしまして駐車場整備を実施するものでございます。

第 4 目体育館費 1 億 3,300 万 7,000 円は、前年度比 2,318 万 1,000 円、率で 14.8% の減額でございます。これは平成 22 年度に実施いたしました福生地域体育館空調設備改良工事の完了に伴うことによるものでございます。

説明欄 2 の体育館運営費は、前年度比 234 万 9,000 円、2.5% の増額でございます。13 節の中央体育館運営委託料、前年度比 272 万 3,000 円、率で 11.3% の増でございますが、平成 22 年度より中央体育館の運営の一部を NPO 法人福生体育協会に委託しているものでございますが、シルバー人材センター単価の増額改正や、委託する教室等の事業の増加によるものでございます。

説明欄3の施設改良及び管理費は、前年度比128万2,000円、率で7.2%の増でございます。これは13節のテレビ受信障害対策施設維持管理委託料でございます。福生地域体育館による電波障害が地上波デジタル放送においても解消されませんので、障害が継続されることに伴います対策施設の維持管理委託料でございます。

以上で教育費の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 地区組織活動補助金、地区委員長会主催事業補助金なのですが、単年度だけの行事になるとのお話ですけれども、昨年、子ども議会の中で、大人も一緒に楽しめるような地区対抗の催しがあったらいいといった提案があったかと思います。是非そういった願いや夢を実現させてあげたいと思いました。よろしくお願いいたします。

生涯学習推進課長 これは新たに補助金を100万円、平成23年度のみいただけるとのことです。地区委員長会に相談を申し上げまして、この企画を支援するといった形で行なっております。併せて、子ども議会での御提案もございましたが、町会長協議会などにも連携、協力をお願いしてございますので、将来的にもこういった形で何かできればと考えておりますが、補助金に関しては単年度で処理をさせていただいています。

委員長 現段階では、今までの流れの中できている、将来的に、そういったものを実現していくとのことですね。他にございますか。

日本スポーツ振興センター負担金とは、どのようなものですか。

教育長 児童・生徒の傷害に係る保険料です。

指導主事 学校教育等でけがをしたときの費用につきましては、この費用で賄う形になりますので、その保険料になります。

委員長 この書き方だと、日本スポーツ振興センターの運営負担金のように見えますね。保険関係であることは理解しました。

他にございますか。

渡辺委員 調査研究費として、歴史調査や民俗調査があります。調査ですから多年にわたるのでありましょが、毎年ごとに調査報告のようなものは上がっては来るのですか。

生涯学習推進課長 この報告につきましては、年度で報告等はございません。連続して調査をしておりますので、目途がついた段階では報告があげられてきます。

渡辺委員 わかりました。

委 員 長 何のために、どうやっているのかといった、一覧表のようなものが出てくるといいですね。教育委員も交代していきますから、出発点がわからないこともあります。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 13 号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 13、議案第 14 号、臨時代理による決定の承認を求めることについてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 議案第 14 号、臨時代理による決定の承認を求めることについての御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、平成 23 年 4 月 1 日以降の教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員、この中には都費負担教職員を除きますが、課長補佐以下職員の任免その他進退を行うことにつきまして、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいことから、承認を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 14 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 14、報告第 2 号、平成 23 年度使用福生市公立小学校道徳副読本選定結果報告についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いします。

参 事 平成 23 年度福生市公立小学校使用教科用図書の採択替えに伴いまして、

道徳の副読本を選定する必要が生じたため、議案書で示してございます道徳副読本選定委員会を開催し、委員会におきまして協議を行い、平成 23 年度から使用いたします本市公立小学校道徳副読本の選定結果がまとまりましたので、報告申し上げます。

まず選定の方法でございますが、福生第一小学校久保康博校長を選定委員長とし、各小学校から選定された選定委員 7 名を加えた計 8 名の選定委員によりまして、八つの出版社から発行されました 9 種類の副読本につきまして調査・研究を行いました。

選定委員会が 2 回実施と示されておりますが、実は第 2 回の前に報告書作成の準備のために臨時会を開いておりますので、実質的には 3 回の委員会を行っております。

議案書に調査・研究のまとめを掲載いたしております。さらにその選定結果及び評価一覧、個別の報告書を掲載しております。

それでは、選定結果について報告申し上げます。選定に当たりまして重視いたしました点でございますが、福生市の児童・生徒の心の教育の向上に資するかどうかといった点でございます。具体的な観点は「内容・構成・分量」及び「表現・表記」が適切か、さらに「地域性への配慮」が十分になされているかについて、委員会におきまして調査・研究をいたしました。その結果、教育出版の「こころつないで」が本市にとって最適な副読本であると決定をいたしました次第でございます。

その理由でございますが、読み物資料が簡潔であり、文章の量も適切で、読解にそれほどかからない。文字の大きさが読みやすく、挿絵や写真などの量も適当である。読み取りの目当てや観点の表現がわかりやすいといった点におきまして、評価一覧のとおり、教育出版が本市にとって最も適当な副読本であると決定をいたしました次第でございます。

今後につきましては、この選定された副読本及び「心のノート」等を有効に活用いたしまして、小学校におきます道徳教育の充実を図りますよう、各学校を指導室といたしましても支援してまいる所存でございます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 この副読本に携わられた先生方ですけれども、各小学校から 1 名ずつのことですが、この先生方は道徳教育推進教師のような肩書きの付く先生方だったのでしょうか。

現在使われている副読本の出版社はどこですか。もう一つ、この副読本

が最適であるとしてあるのですけれども、「心のノート」との使いやすさにおいてもどうだったのでしょうか。3点をお願いいたします。

指導主事　まず一つ目の御質問ですが、道徳教育推進教師の件でございますけれども、7名の選定委員のうち3名が推進教師でございました。道徳教育推進教師については、年度当初に各学校が選定していますが、学校全体のバランスにおきまして、道徳教育推進教師として学校全体でバックアップするといった体制で推進教師となっている教師もございました。実際に推進教師でない4名の方々も、十分に道徳教育については造詣の深い方々でございました。

二つ目の御質問ですが、現在使用していますのは光村出版のものでございます。現行のものとも十分検討しましたが、前回購入からの間が4年間ございましたので、その間少しずつ各出版社が改訂をされています。光村出版そのものも新しいものでありましたので、改めて選定調査をしていたようです。

なお「心のノート」との関連につきましては、教育出版の方でも「心のノートの関連」として、全ての読み物に対してはこういったページが使えますといった資料もついてございますので、学校に示しながら、より一層の関連を図れるように指導してまいりたいと思います。

加藤委員　こちらの方も、一度目を通してみたいと思うのですが、どちらかにそれらを置いていただけますか。

指導主事　教育センターに教科書と同様に、9種類の副読本を見本展示してございます。

委員長　よろしいですか。副読本の選定方式について教えていただけますか。教科用図書は教育委員会が決めますね。

参事　教科用図書につきましては、委員長がおっしゃられたとおり教育委員会において決定をいたしますが、道徳副読本につきましては、地区によっては各学校で決めているところもございます。本市の場合小学校7校、中学校3校と、規模として小さいこともございまして、市として統一したものをといった流れできています。従いまして各学校で選出されました選定委員会を発足して、その中で決定をする経緯になっております。

委員長　各先生でといった場合もあり得るのですね。大きな縛りはないわけですか。

参事　そのものの縛りはございません。

委員長　福生市全体で決めていこうと決めているのはどこですか。それによって

私たちがここでこれを承認するのか、報告をただ聞き置けばいいのか、あるいは拒否権があるのかなのか。これは整理してください。

教 育 長 基本は、要するに教材の一種でありますから、学校長の権限の範ちゅうです。ただし、不適切な教材であればそれは使うことはできないとすることはできます。

委 員 長 わかりました。他に質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第2号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。よって報告第2号は原案のとおり承認することといたします。

次に、日程第15、協議事項1、平成23年度福生市教育委員会の基本的な考え方（案）についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 それでは、平成23年度福生市教育委員会の基本的な考え方（案）についての提案理由並びに内容につきまして御説明させていただきます。

この福生市教育委員会の基本的な考え方につきましては、毎年3月に開催されます第1回福生市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針に続いて教育委員長から御発言をいただくものでございますが、その内容につきまして、御協議をいただきたく、提案するものでございます。ではその構成につきまして御説明させていただきます。

まず初めに、教育委員会の教育目標と教育目標を達成するための基本方針を説明し、次に当教育委員会が取り組みます平成23年度の主な施策と実施事業を説明いたします。内容といたしますと、「子どもたちの生きる力の育成」の観点からは、指導室に主幹職1名の増員や、また現在スクールカウンセラーが配置されていない5校に対し、市独自でスクールカウンセラーを配置することなどを記載してございます。

また「信頼される学校づくりの推進」や、「地域の教育力の向上」の観点からは「学校支援地域組織」に取り組むこと。また「教育環境の整備・充実」の観点からは、第二小学校で校庭改良にあわせ一部芝生化を行うこと。また「生涯学習社会の推進」の観点からは、今年度「第2期福生市生涯学習推進計画」と「第二次福生市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年度では「スポーツ振興基本計画」の策定に取り組むこと。また

ハード面では「市民会館及び中央図書館の外壁等改良工事」や「さくら会館屋上防水工事」等を行い、安全面の確保や利便性の向上を図っていくことを記載してございます。

次に、こちらにつきましては、様々御意見等をいただいた部分でございますが、今後の教育課題についての目下の認識について述べております。今後の課題の認識といたしまして、今後教育委員会として検討すべきテーマ、テーマに対する手法、その事例などを示してございます。

結びに、教育行政に責任をもって取り組むことへの決意を込める言葉で締めくくるといった構成内容とさせていただいております。

なお、前回の協議会での御意見等を踏まえまして、若干前回から変更している部分がございますので、その点につきまして御説明をさせていただきます。

まず、「スポーツ振興計画」に「福生市」と付けさせていただきました。これにつきましてはその前に出てまいります「生涯学習推進計画」や、「子ども読書活動推進計画」は「福生市」と付けてございますので、同様とさせていただきます。

次に、「市民会館及び」から始まっている部分でございます。「『市民会館及び中央図書館の外壁等改良工事』や『さくら会館屋上防水工事』等を行い」となっておりますが、修正前では「さくら会館屋上防水工事」のあとに「また、市民会館や公民館等の備品の買い替え等を行い」といった文章がございましたが、備品の買い替えにつきましては今年度予算の流用等を行なう中で対応することといたしましたので、この部分の文章につきましては削除をさせていただきました。

次に、数行下でございます「を述べます」のところにアンダーラインを付けさせていただきましたが、この部分につきまして修正前は「認識について触れておきたいと存じます」といった表現でございますが、ここにありますように「認識を述べます」とさせていただきました。

次に、「述べました」の部分でございますが、こちらにつきましては「ただ今触れました」をここにありますように「ただ今述べました」に変更してございます。

最後でございます。「市長及び市議会にも御相談していくことと考えております」とありますが、修正前では「市長及び市議会」の前に「時機を見て」といった文言がございましたが、その文言は外させていただいております。

以上でございますが、御協議をいただき、本日御決定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。協議事項１は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって協議事項１は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第 16、協議事項２、第２期福生市生涯学習推進計画（案）についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 協議事項２、第２期福生市生涯学習推進計画（案）につきまして、提案理由及びその内容を説明させていただきます。

提案理由でございます。第２期福生市生涯学習推進計画を定める必要があるため、協議をお願いするものでございます。

第２期福生市生涯学習推進計画（案）につきましては、平成 21 年度に社会教育委員の会議より答申をいただきました内容をもとに、福生市総合計画第４期及び福生市教育振興基本計画、教育推進プラン等との整合性を保ちながら、庁内で組織いたします生涯学習推進本部会議及び幹事会で計画（案）を作成いたしました。その後、市民及び市議会議員からの意見聴取を経て、教育委員会協議会、社会教育委員の会議で確認をいただきました。この内容で庁議に付議しようとするものでございます。

また、平成 23 年 2 月 22 日の庁議に付議しました後、決定をいただきましたら 3 月の市議会定例会で報告、3 月の教育委員会定例会で報告をいたしまして、平成 23 年 4 月 1 日の広報で市民の皆様に計画策定のお知らせをする予定でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。協議事項２は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

委 員 長 御異議なしと認めます。よって協議事項2は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第17、協議事項3、第二次福生市子ども読書活動推進計画（平成23年度～27年度）（案）についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図 書 館 長 協議事項3、第2次福生市子ども読書活動推進計画（案）につきまして御説明申し上げます。

提案理由でございますが、第2次福生市子ども読書活動推進計画を定める必要があるため、協議をお願いするものでございます。

本計画は平成23年度から27年度までの5年間の、子どもの読書活動推進を図ろうとするものでございます。2月3日に教育委員会協議会におきましていただきました御意見をもとに、3点程変更させていただきました。

1点目がサブタイトルの変更でございます。サブタイトルの根拠でございますが、第3章の1、計画の性格の（3）の下に記載させていただきました。内容でございますが、副題の「子どもの成長をはぐくむ本のある暮らし」は、福生市教育振興基本計画のうち、本計画が中心的に位置付けられております基本方針4「地域の教育力の向上」推進事業1「学校・家庭・地域が連携し、子どもの成長をはぐくむ仕組みづくり」からの、「子どもの成長をはぐくむ」の言葉を副題とさせていただきました。

2点目が「ブックスタート」でございます。ブックスタートの説明をもう少し詳細にといった御意見でございましたので、（4）の「地域社会教育施設の役割」の下に※印を付けさせていただきました、5行程の説明をさせていただいております。

3点目が、以前は「乳幼児への絵本の読み聞かせの普及」と記載をしておりましたが、新規事業として「パパママクラスでのPR」と変更させていただきました。

以上で説明とさせていただきますが、今後庁議に付議し、4月1日に公表したいと考えております。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

加 藤 委 員 先日より大分改良していただいて、「子どもの成長を育む本のある暮らし」も非常に良いことかと思えます。「家庭での推進」なのですけれども、この前「家読（うちどく）」を講演させていただいたときの「長時間のテレビの視聴やゲームの遊びを控え、家族で読書を楽しむ家庭環境」これを

もう少しアピールできるような表現があればいいと思います。

委 員 長 もし提案があれば、どのようにしたらといった御意見を出してあげてください。

平 野 委 員 先程のブックスタートについて、ブックスタートといった言葉が、第一次子ども読書活動推進計画の中にも入っていたと思うのですが、そのときは福生版と言いますか、いわゆる乳幼児向けのリストを配っていることをブックスタートと福生市ではとらえていたと思います。ブックスタート自体は、今ここに※印で解説してあるとおり、もうほぼ全国に知れ渡っていることなので、このように書いていただいて良かったと思います。しかし、福生市でもこれをやるのかといった期待を先に持たれてしまうのではないかと思います。ブックスタートそのものをやらないのであれば、このところはもしかしたら、ない方が誤解を招かないのかといった気もいたしました。

私とすれば福生市もやっていただく方向に考えていただければ、個人的には嬉しいところなのではけれども、いかがでしょうか。

図 書 館 長 ブックスタートにおきましては、教育委員会協議会でも様々御意見いただき、パブリックコメントでも何かできないかといった御意見もいただいているところでございます。ブックスタート事業は図書館単独ではなく、健康課や子育て支援課等も関係してまいりますので、調整をして何かできる方法がないか検討していきたいと考えているところでございます。

加 藤 委 員 やはりここにブックスタートといった形で出してしまうよりも、福生独自のものと打ち出したほうが良いと思います。ブックスタートと言うと、パブリックコメントの中にも書かれましたけど、福生がそれに対応していない部分を指摘されてしまうので、福生独特のブックスタート等にした方が良いでしょう。

委 員 長 要するに説明がなく、説明入れないとわからないのではないかとこのことで、説明を入れたら強い印象になってしまった。とても申し訳のない議論になっています。

平 野 委 員 「ブックスタート」はNPO法人の固有名詞であり、そこでやっている活動名です。ですので「福生のブックスタート」と言うともたおかしいと思います。

加 藤 委 員 他の言葉を使ったほうがいいのかもかもしれません。

委 員 長 省いてしまうのもあり得ることですね。

平 野 委 員 ですがやってほしい気持ちもありますし、市民の方からもそういった御

意見が出ているので、全く考えてないことも私は淋しいかと思います。

教 育 長 そのようなこともあって、福生らしい活動を検討しますといった表記にしてあるところなのですが、それをさらにと言われると担当としてもどうかとなってしまいます。むしろどう変えてほしいかといった御提言をいただいた方が私どもとしては助かります。ここまではかなり、委員皆さんの御意見をどう盛り込むかで苦労したつもりであるわけです。そこのところを、じゃあこうしなさいと言っていた方が私どもとしては助かります。

委 員 長 私はこの、ブックスタートのアスタリスクを置く場所、書く欄をすぐ下である必要はなくて、要するに欄外に置いてしまうのも考え方ですね。脚注としてやると相当薄まりますね。字も小さくでき、説明もしてある。そうすると今教育長の言われた「福生らしい活動を検討します」といったところで終わります。

加 藤 委 員 そうですね。

図 書 館 長 ではそのような形で修正させていただきたいと思います。

委 員 長 提案をさせていただきました。よい案があればお示してください。よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項3は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議」なしの声あり。）

委 員 長 御異議なしと認めます。よって協議事項3は原案のとおり決定することといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

指 導 主 事 本日配付させていただきましたその他報告事項1資料を御覧ください。昨年度より開始いたしました「児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート」ですが、今年度第2回を迎えることとなりました。日にちは3月13 日曜日でございます。お時間がございましたら是非お越しいただければと思います。

なお、今年度が、市制施行40周年ですので、40周年記念事業と銘打って開催させていただくこととなりました。以上でございます。

委 員 長 次に、平成23年度青少年海外派遣事業の募集について。よろしく願います。

生涯学習推進課長 それでは報告事項２、平成 23 年度の福生市青少年海外派遣事業の募集についてでございます。平成 23 年度の青少年海外派遣事業の概要がまとまりましたので報告をいたします。

平成 23 年度の派遣先もアメリカ合衆国ワシントン州シアトル市でございます。派遣期間は平成 23 年 7 月 22 日金曜日から 8 月 4 日木曜日までとさせていただきます。また今年度は、募集スケジュールの 3 番としまして、全市的に海外派遣事業説明会を行います。平成 23 年 3 月 5 日の午後 3 時から 4 時まで、商工会館 3 階におきまして希望する全保護者、当該生徒に集まっておきまして説明会をさせていただきます。なお、募集につきましては平成 23 年 2 月 15 日から平成 23 年 3 月 15 日までを募集期間とさせていただきます。

大きな変更点は以上でございます、内容につきましては例年どおりでございます。

委 員 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にその他報告はありませんか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成 23 年第 2 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 0 時 07 分 閉会